

受 託 契 約 約 款

(趣旨)

第1条 大一青果豊川地方卸売市場の卸売業者である大一青果株式会社（以下「会社」という。）が大1青果豊川地方卸売市場（以下「市場」という。）において行う卸売のための販売の委託取引について受託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

第2条 会社は、受託者の為に、受託した物品の販売を誠実にを行います。

2 会社が本約款に違反して受託者に損害を与えた時は、その賠償の責任を負います。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という）に基づく品質表示基準（名称及び原産地表示等）

(2) 食品衛生法上の基準及び規格

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しをすべて市場内の卸売場で行うこととします。ただし、委託者の同意がある場合には、上記以外の場所で引き渡しを行うことができるものとします。

(委託物品の受領)

第5条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちに、その物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異常を認めるときは、会社は受領後遅滞なく開設者の指定する検査員の確認を受け、直ちにその結果を委託者に通知することとし、また、物品をはんばいしたときは、その結果を売買仕切書に付記することとします。

3 会社は委託物品の異常については、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができないものとする。

(委託物品の保管)

第6条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

2 会社は会社の責に帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。

3 会社は、委託物品の販売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量については、その責任を負いません。

(受託物品の手入れ等)

第7条 会社は、委託物品の品質に従い、その販売の為通常必要とする手入加工その他の調整をすることが出来るものとします。

(受託物品の検査)

第8条 会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品の受託拒否)

第9条 会社は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず健康に害を及ぼす可能性がある物品、JAS法その他の法令の定め違反する物品、市場施設の許容量を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受け入れが困難な物品の販売委託は、引き受けません。

2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められし、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。

3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

4 第2項の処分をしたときには、会社は、処分に関する報告書を作成し、速やかにその旨を委託者に通知します。

(帳簿の閲覧)

第10条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

(受信場所)

第11条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社事務所あてに行うものとします。

(送り状等品の添付)

第12条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(受託物品の上場)

第13条 会社は、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 委託物品の上場順位は、会社の判断により決めることができるものとします。

3 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあること、その他相当の事由があると認めるときは、委託物品の全部または一部についてその上場を前項の翌日の卸売取引へと変更するか、翌日及びそれ以降の連続する営業日へ分割して上場することができることとします。

(販売方法)

第14条 委託物品の販売方法は、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引によることとします。

2 前項の規定は、会社のセリ人がその物品の最良の販売方法、買受人の動向などを判断し行います。

(販売不成立の場合の処理)

第16条 会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅延なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品の返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等の条件)

第17条 委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ）その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には、第12条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件が無かったものとみなすものとします。

2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第18条 会社は、委託品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指示を求めることとします。ただし、委託者の指示を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。

2 前項の場合において、損害が生じたときは、会社は、その賠償の責任を負いません。

(委託物品の自己買受)

第19条 会社は、次に掲げる場合において委託物品を自ら買い受けることができるものとします。ただし、市場における取引の秩序を乱すおそれがなく、委託者に不利益が生じない場合に限ることとします。

(1) 委託物品が残品となるおそれがあるときまたは残品と認められるとき

(2) 拠点市場として他の地域へ転送をする必要があるとき

(3) 卸売価格に配送費等の諸経費を加算して納入価格を提示する必要があるとき

(4) 卸売価格から販売促進費等の諸経費を差し引いて納入価格を提示する必要があるとき

(5) 小分けや加工をして販売する必要があるとき

- (6) 入荷減に備えるなど市場機能上、事前に物品を確保する必要があるとき
- (7) 委託者との契約があるとき
- (8) その他、特別な事情により開設者が買い取りの必要を認めるとき

(委託の解除等)

第20条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込は、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるものとします。

2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じた為に要した費用は委託者の負担とします。

(会社に事故あるときの処置)

第21条 会社が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る販売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

第22条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること、又は数量、品質に著しい差違があること等を理由として会社に対して販売代金の減額の申し出があった場合、その申出を開設者が正当な理由があると認めるときは、会社は、それに相当する減額をします。この場合、会社は、報告書を作成し、委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第23条 会社が、委託者から收受する委託手数料は、取扱品目の卸売金額から消費税額および地方消費税額を控除した金額に次の各号に掲げる取扱品目の区分に応じた、当該各号に定める委託手数料の率を乗じて算出した金額と、当該金額に係る消費税額および地方消費税額との合計額とします。

- (1) 野菜及びその加工品は卸売金額の100分8.5以内
- (2) 果実及びその加工品は販売金額の100分8.0以内
- (3) 上記以外の取扱品は、販売金額の100分8.5以内

(委託者の費用負担)

第24条 委託物品の販売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費（当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用）
 - (2) 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用）
 - (3) 売買仕切金送料（次条に規定する「売買仕切金」の送付に要する費用）
 - (4) 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管したためとくに経費を必要としたときは、その費用）
 - (5) 調整費（手入れ加工その他の調整につき特に経費を要したときはその費用）
 - (6) その他会社が立て替えた費用
- (注) その他正当な理由がある場合は、必要に応じて定めるものとする。

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとしま

す。

(売買仕切書の送付)

第25条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日（委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品名、等級、価格（消費税及び地方消費税を含まない）と数量の席の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額ならびに差引仕切金額（「売買仕切金」とします。以下同じ）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。ただし、委託者との合意をもって売買仕切書等の送付とすることができるものとします。

(売買仕切金の前渡し等)

第26条 会社は、集荷の円滑化を期するために出荷者に対し売買仕切金を前渡し、保証金の差し入れをすることができるものとします。

2前項の売買仕切金の前渡し等が、次の各号の一つに該当する場合は、それを行ってはならないものとします。

(1) 会社の財務の健全性を損なうおそれがある場合

(2) 会社の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがある場合

(仕切金の支払)

第26条 会社は、売買仕切金の送付は、委託者と特約のない限り販売完了日から起算して4営業日以内にこれを行うものとします。

ただし、支払日が金融機関の休業日又は市場の休業日若しくは年内の最終開場日にあたる時は、翌営業日を支払日とします。

2. 売買仕切金の送付に代えて、前項に定める期日までに委託者の要請等により売買仕切金を現金で支払う場合の支払い場所は、市場内の会社事務所とします。

(仕切書の清算)

第27条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第24条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、清算するものとします。

ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを清算できるものとします。

(再販売)

第28条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売した時は、その卸売金額によって仕切を行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの販売金額によるものとします。

(出荷奨励金の交付)

第29条 会社は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るために出荷者に対して出荷奨励金を交付することができるものとします。

2 前項の出荷奨励金の交付が第23条の第2項の各号の一つに該当する場合は、それを行ってはならないものとします。

(電子商取引について取扱い)

第29条 委託物品を市場に搬入することなく電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用とする取引方法（電子商取引）により卸売を行う場合の委託物品の引渡し、受領、事故処理およびその他必要な事項については、第4条、第5条、第11条及び第19条の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うとします。

（臨時の開場等の通知）

第30条 臨時の開場および休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。

（管轄裁判所の指定）

第31条 販売の委託に関する一切の事件にかかる訴訟については、豊橋市において裁判を受けるものとします。

改正 令和5年7月1日
豊橋市南島町2丁目9番地1
大一青果豊橋地方卸売市場
大一青果株式会社